

初等中等教育分科会高等学校教育部会 審議まとめ

～高校教育の質の確保・向上に向けて～

（案）

平成26年3月

中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会

目次

はじめに	4
(1) 検討の背景	4
(2) 高等学校教育部会の設置と検討経緯	5
第1章 高校教育をめぐる現状とこれまでの取組	7
1. 生徒を取り巻く状況の変化	7
(1) 生徒の多様化	7
(2) 基礎学力の不足と学習意欲の低さ	8
(3) 大学入試の選抜機能の低下	8
2. 学校・学科や教育課程の変化	9
(1) 学校・学科等の多様化	9
(2) 教育課程の多様化	10
3. 高校教育の質の確保と多様なニーズへの対応の要請	11
4. 質の確保・向上に関するこれまでの取組	12
(1) 高校教育として求められる質の確保・向上に向けたこれまでの取組	12
(2) 多様なニーズに対応するためのこれまでの取組	14
第2章 高校教育の質の確保・向上に関する課題・基本的考え方	17
1. 「共通性の確保」と「多様化への対応」	17
2. 全ての生徒が共通に身に付けるべき資質・能力の育成＜共通性の確保＞	17
(1) 高校教育として求められる質の確保に係る課題	17
(2) 全ての生徒が共通に身に付けるべき資質・能力「コア」	17
(3) 全ての生徒が共通に身に付けるべき資質・能力の把握・評価	20
3. 多様な学習ニーズへのきめ細やかな対応＜多様化への対応＞	20
(1) 各学科・課程等における課題と対応	21
(2) 経済社会の変化等への対応	23
(3) 教職員・学校の体制強化	24
第3章 高校教育の質の確保・向上に向けた施策	25
1. 学習成果や教育活動の把握・検証	25
(1) 高等学校全体を通じた一定水準の基礎学力の確保の必要性	25
(2) 達成度テスト（基礎レベル）（仮称）の導入	26
(3) 幅広い資質・能力の多面的な評価	28
2. 学校から社会・職業への円滑な移行推進	30
(1) 社会を生きる上で必要な力を身に付ける教育の推進	30
(2) 実践的な職業教育の充実	31
(3) 総合学科における特色ある取組の推進	32
3. 多様なニーズに対応した教育活動の推進	32
(1) 定時制・通信制課程等における困難を抱える生徒等のための支援・相談の充実	32
(2) 高等学校段階における特別支援教育の推進	32
(3) 優れた才能や個性を有する生徒を支える取組推進	33

(4) ICT等の活用による学びの機会充実	33
4. 教員の資質向上と学校の組織運営体制の改善・充実	33
(1) 指導力のある教員の育成	33
(2) 学校の組織運営体制の改善・充実	33
5. 広域通信制課程の在り方の検討	33
おわりに	34

参考資料

はじめに

(1) 検討の背景

「共通性の確保」と「多様化への対応」。

この両者のバランスに配慮しながら高校教育の質の確保・向上を図ることが、我が国の将来を見据えた高校教育にとって極めて重要な方向性である。

グローバル化や情報化の進展などにより世界全体が急速に変化する中で、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や過疎化の進行など過去に経験したことのない課題を抱え、将来を見通すことも困難な状況となっている。

そのような中であって、未来の我が国を支える若者一人一人が、それぞれの能力・個性を開花させ人生を豊かにするとともに、自立し、最大限能力を発揮しながら、社会に参画・貢献していくことが強く求められる。そのためには、高等学校段階において能動的に学び、必要とする力を養うとともに、生涯にわたって持続的に学び続ける力を養いその成果を社会に生かすことが不可欠である。

高等学校は、中学校卒業後のほぼ全ての者が、社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付けるとともに、自立に向けた準備期間を提供することのできる最後の教育機関であり、将来の我が国の発展のためにも高等学校が果たすべき役割と責任は極めて重い。

これまでも、平成20年に閣議決定された「教育振興基本計画」や、平成22年の高等学校授業料無償化制度導入時における法案の附帯決議において、高校教育の質の向上の重要性が示されるとともに、平成23年の中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」では、特に後期中等教育段階において、職業観・勤労観等の価値観を自ら形成・確立させることの重要性等について提言がなされたところである。

このような背景の下で、本部会においては、戦後の新制高等学校の発足、高校進学率上昇への対応、臨時教育審議会以降の多様化に向けた高等学校改革に次ぐ、今後に向けた高校教育の在り方として、これまでの諸改革の成果や課題について整理しつつ、高校教育の質の確保・向上を図るための基本的考え方、具体的方策等について審議を行い、このたび「審議まとめ」として取りまとめた。

この「審議まとめ」では、中学校を卒業した生徒のほぼ全ての者が高等学校に進学する中で、生徒一人一人の学習意欲を高めることが極めて重要であり、社会で生きていくために必要となる力や社会の発展に貢献し得る力を共通して身に付けられるよう、「共通性の確保」を図りつつ、生徒の卒業後の進路が多様になっていることや、各学科において抱える課題が一様でない実態を踏まえ、「多様化への対応」も併せて進めることにより、高校教育の質の確保・向上を目指すこととしている。

一人一人の高校生が主体的に学び、自身の未来を切り拓いていくことができるよう、教職員、学校、地域、市町村、都道府県、国等の教育関係者において、それぞれ連携を図りながら、積極的な取組が進められることを期待する。

（２）高等学校教育部会の設置と検討経緯

①高等学校教育部会の設置と検討の開始

中央教育審議会初等中等教育分科会は、これまでの高校教育改革の成果と課題について総括するとともに、今後の高校教育の在り方について審議するため、平成２３年９月に高等学校教育部会（本部会）を設置した。同年１１月には、第１回の会議を開催し、以後、２７回にわたる審議を積み重ねてきた¹。

本部会における検討では、まず、現在の高校教育の課題全般について概括した上で、高校教育の現状と課題、高校教育に期待されるもの、今後の施策の方向性、各種の振興方策に関する検討事項例等について整理を行い、平成２４年８月に、「課題の整理と検討の視点」を取りまとめた。

②高大接続に関する諮問と特別部会の設置

平成２４年８月末には、高校教育、大学入学者選抜、大学教育の在り方を一体として捉え、その円滑な接続と連携の下に、高校教育の質保証、大学入学者選抜の改善、大学教育の質的転換を進めることが喫緊の課題との認識の下、文部科学大臣より「大学入学者選抜の改善をはじめとする高等学校教育と大学教育の円滑な接続と連携の強化のための方策について」中央教育審議会に諮問がなされた。

これを受け、中央教育審議会に総会直属の新たな特別部会として、高大接続特別部会が設置された。同特別部会では、関係する分科会等における高校教育及び大学教育に関する課題についての検討状況等を踏まえつつ、審議を行っている。

③高校教育の質の確保・向上に関する検討

平成２４年９月以降、高等学校教育部会においては、全ての生徒が共通で身に付けるべき高校教育の「コア」の捉え方及び高校教育の質保証の仕組みの在り方にテーマを絞って議論を深め、平成２５年１月には、「初等中等教育分科会高等学校教育部会の審議の経過について ～高校教育の質保証に向けた学習状況の評価等に関する考え方～」を取りまとめた。

その後、これまでの高校教育改革の成果や課題を中心として、定時制・通信制課程や総合学科・専門学科の現状と課題を整理するなど、各学科・課程の現状を踏まえた改善方策について検討を行ってきた。

一方、平成２５年６月より教育再生実行会議において、高大接続・大学入試の在り方に関する検討が行われ、同年１０月には、高等学校教育における基礎学力の習得や生徒

1 平成２５年２月に中央教育審議会委員の第６期から第７期への改選があり、高等学校部会においても、一部委員が交代している。

の多様性を踏まえた特色化、達成度テスト（基礎レベル）（仮称）の導入などを内容とする「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について（第四次提言）」が取りまとめられた。

高等学校教育部会においては、第四次提言も踏まえつつ、達成度テスト（基礎レベル）（仮称）の具体的な実施方法や、高校教育の質の確保・向上を支える具体的施策について議論を深めてきたところであり、このたび「審議まとめ」として取りまとめることとしたものである。

第1章 高校教育をめぐる現状とこれまでの取組

1. 生徒を取り巻く状況の変化

(1) 生徒の多様化

- 中学校卒業後の生徒の高等学校等への進学率は、戦後一貫して上昇してきた。昭和25年度には42.5%であった進学率は、昭和49年度には通信制課程を除く率でも90%を超え、その後も漸増を続けて平成25年度には98.4%²に達している。
- 高等学校がこのような国民的教育機関となるに至る過程において、高等学校の入学選抜におけるいわゆる「適格者主義」の考え方も変遷してきた。昭和38年に通知された「公立高等学校入学選抜要項」では、「高等学校の教育課程を履修できる見込みのない者をも入学させることは適当ではない」とし、入学選抜は「高等学校教育を受けるに足る資質と能力を判定して行なう」との考え方を採っていた。しかし、その後、高等学校等進学率が約94%に達した昭和59年の通知において、入学の選抜方法については「各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判断して行う」とされ、あくまで設置者及び学校の責任と判断で選抜するものとして、一律に高校教育を受けるに足る能力・適性を有することを前提とする考え方は採らないことが明示された。
- 平成11年の中央教育審議会答申（「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」）においても、こうした趣旨が徹底され、後期中等教育機関への進学希望者を後期中等教育機関全体で受け入れられるよう、適切な受験機会の提供や条件整備に努める必要があるとの提言がなされている。
- このような方向性において、現在、高等学校に進学する生徒の実態として、その能力、適性、興味・関心、進路希望等は多様化しており、入学段階での実態も卒業後の進路も、抱える課題等も様々となっている。
- また、入学後の実態として、近年は、中途退学者については減少傾向にある。その中途退学の理由としては、もともと高校生活に興味がなかったり、人間関係がうまく保てなかったりするなど、学校生活・学業不適応とする者の割合が高い。一方、不登校生徒数については、増加傾向にあり、そのきっかけとしては、無気力や不安などの情緒的混乱などが挙げられるところである。
- 特に、定時制・通信制高等学校については、その年齢構成や家庭環境等も様々³であり、また、定時制における中途退学数は在籍生徒の11.5%と高校平均の7.7倍となっているほか、不登校者数は16.8%と高校平均の9.9倍⁴、発達障害等困難のある生徒の割合は定時制で14.7%、通信制で15.7%と全日制の1.8%に

2 文部科学省「学校基本調査」

3 平成23年度文部科学省委託事業「高等学校定時制課程・通信制課程の在り方に関する調査研究」（公益財団法人全国高等学校定時制通信制教育振興会）

4 文部科学省「平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

比べ非常に高い割合となっている⁵ことなど、全日制の高等学校等と比べその抱える課題も多様かつ複雑なものとなっている。

（２）基礎学力の不足と学習意欲の低さ

- 我が国の高校生の学力・学習状況については、特に学力中位層の学習時間の減少とともに、基礎学力の不足や学習意欲の面での課題が指摘されている。
- 学校外における平日の学習時間について、平成１７年度に実施した高等学校教育課程実施状況調査では、高校３年生の約４割が、平日、学校の授業時間以外に全く、又はほとんど勉強をしていない状況となっている。１９９０年代以降における高校（普通科）２年生の学習時間の推移について、学力中位層の学習時間が大きく減少していることを示す調査結果もある⁶。さらに、高校３年の１１月時点での学習時間を進路希望別に尋ねた調査では、平日に「ほとんど勉強しない」とした者が、就職希望者では約７割、大学進学希望者でも約２割を占めたという調査結果⁷も報告されている。
- また、一部の高等学校においては、小・中学校での学習内容を十分に身に付けていない者も少なからず見られるなど、学び直しへのニーズが非常に高まっている。
- 義務教育修了段階の１５歳児を対象とした国際的な学力調査であるＯＥＣＤのＰＩＳＡ調査では、我が国の生徒の学力は、全体として国際的に上位にあり、下位層の割合も減少してきている。しかしながら、依然として十分な学力が身につけていない生徒も見受けられるところであり、引き続き全体的に底上げを図っていく必要がある。また、我が国の生徒は、数学や科学への興味・関心や将来に向けての動機付けなどの学ぶ意欲について、肯定的に答える生徒の割合が国際的に見て低い水準となっている。
- なお、このことは大学教育にも影響を与えており、卒業要件としての履修範囲外のものとして、高等学校段階の教育内容を扱う補習授業を実施している大学数は、平成１３年度は１６８校であったのに対し、平成２３年度には３４７校（全体の４７％）に増加するなど、大学へ進学する者についても基礎学力が不足している実態がうかがえる⁸。

（３）大学入試の選抜機能の低下

- 生徒の学習意欲の低さや学習時間の減少については、背景の一つとして、いわゆる大学全入時代における大学入試の選抜機能の低下があることも指摘される。

5 発達障害等困難のある生徒の中学校卒業後における進路に関する分析結果（平成２１年３月）

6 Benesse 教育研究開発センター「学習基本調査」。

7 東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策研究センター「高校生の進路についての調査 第１次報告書」（平成１９年）

8 文部科学省「大学における教育内容の改革状況について」

- 入学をめぐる激しい競争が行われる選抜性の強い大学が一部に存在する一方、私立大学の40%（平成25年度）は入学定員を充足できず、また、合格率90%以上という大学も100校以上存在する。

入試方法の多様化の推進の中で導入が進んできた推薦入試やAO入試については、大学進学者は一定の学力を有しているとの前提の下、必ずしも学力調査を課さない形態で普及しており、学力検査を伴う大学の一般入試による入学者の割合は56%（平成25年度）まで低下した。

- 大学入試については、知識偏重の受験競争により、知識の詰め込みを助長し、自ら学び、自ら考える力などの「生きる力」の育成を妨げるおそれがある一方、大学進学をめぐる競争が進学希望者に学習への動機を与え、進学者全体の学力を維持・向上させてきた面があることも否定できない。しかしながら、いわゆる大学全入時代においては、多くの大学において大学入試の選抜機能が低下しており、高等学校在学中の学習意欲を喚起する機能を求めることが、従来に比べ困難となり、高等学校の指導にもその影響が及んでいるものと考えられる。

2. 学校・学科や教育課程の変化

（1）学校・学科等の多様化

- 昭和30年頃は普通科高等学校が約6割、専門高校が約4割であったが、その後、大学への進学率が上昇し、普通科志向が高まる中で、各都道府県においても普通科を中心に量的拡大が図られてきた。
- その中で、普通科については、その多くが大学進学を意識した画一的な教育課程を編成・実施しているため、生徒の多様な能力・適性等に必ずしも十分なものにはなっていないことや、卒業後、就職する者に対して十分な進路指導が行われていないこと、進学した高等学校に満足できず、学習意欲がわからないために学業が進まない生徒が大量に生まれるいわゆる不本意入学の問題などが課題として指摘されてきた。
- また、専門学科については、生徒の高等教育機関への進学や就職への対応が十分でないことや、産業・就業構造の変化に十分に対応しきれていないこと、いわゆる不本意入学の問題などが課題として挙げられている時期もあった。
- このような背景を踏まえ、臨時教育審議会以降の高校教育改革においては、生徒の実態に対応し、できる限り幅広く柔軟な教育を実施できるようにする観点から、単位制高等学校の制度の導入・拡大や総合学科の創設、学校間連携・学校外学修の単位認定制度の拡充、中高一貫教育の制度化など多様な高校教育の選択肢を提供するための制度が整備されてきた。
- また、この間、各都道府県においても、高校教育改革のための計画を策定し、地域の実情に応じつつ、それぞれに取組が行われてきた。これらの計画では、学力向上や

基礎・基本の定着、不登校・中途退学経験のある生徒等の支援など多様な学びのニーズに応える取組を推進するとともに、少子化の進展に伴う高校再編への対応の中で、単位制、総合学科、中高一貫教育等の制度も活用しつつ、各学校の特色化が進められてきた。

- 生徒の多様化が進む中では、定時制・通信制の高等学校が、従来からの勤労青年のための後期中等教育機関としての役割に止まらず、多様な学びのニーズへの受皿として、その役割を増している。自分の興味・関心等に応じ、自分のペースで学べる定時制・通信制の教育は、不登校・中途退学経験者等への学び直しの機会の提供など、困難を抱える生徒の自立支援等の面で大きく期待されるようになっている。

（２）教育課程の多様化

- 高校教育に求めるニーズが多様化するにつれ、高等学校の教育課程についても、対応が図られてきた。昭和４０年代以降の累次の高等学校学習指導要領の改訂では、卒業に必要な単位数のうち選択教科・科目の単位数の比重が拡大する一方、必修教科・科目の単位数削減が図られ、例えば、普通科においては、卒業に必要な必修教科・科目の最低単位数は、昭和３５年告示の高等学校学習指導要領で７０単位程度とされていたものが、現在では３１単位となっている。
- 高等学校については、学校教育法において、全ての学校で共通に目指すべき目的・目標の大枠が定められており、平成１９年の同法改正では、学力の三要素を示す規定の整備や高校教育を通じて目指すべき人間像（「豊かな人間性」・「創造性」・「健やかな身体」）の明確化等も図られたところであるが、これらの目的・目標をどのように具体化していくかについては、各学校の実態に合わせて柔軟に対応できるようにする方向で改革が進められている。
- 新学習指導要領では、小学校から高等学校までを通じて「確かな学力」として、基礎的・基本的な知識・技能とこれらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、さらには主体的に学習に取り組む態度を育むことを重視しており、同時に、高等学校の教育課程の共通性と多様性のバランスへの配慮が重視され、現行の必修教科・科目の枠組み、卒業単位数は基本的に維持するとともに、必修教科のうち、学習の基盤であり、広い意味での言語を活用する能力とも言うべき力を高める国語、数学、外国語の３教科については、新たに、全ての生徒が共通に学ぶ共通必修科目を置くこととされた。

あわせて、生徒の実態に応じて、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けることや、各高等学校の工夫により、週当たりの授業時数（全日制）について標準である３０単位時間を超えて授業を行うことができることなどが明確化された。

- これまでの改革を通じ、現在の高校教育については、生徒の幅広い学習ニーズに柔軟に応えることが可能となったものの、高等学校の実態が多様化する中で、高等学校というものを一くくりに語ることが次第に難しくなっている。同時に、これまでの高校教育改革に対しては、生徒の発達段階や学校教育体系全体を通じた位置付けの中で「高校教育に共通に求められるものは何か」という視点が弱くなっているとの指摘もある。

3. 高校教育の質の確保と多様なニーズへの対応の要請

- これまでも、高等学校で学ぶ生徒の興味・関心、能力・適性等の多様化が進む中で、各都道府県や学校、教職員それぞれの様々な工夫や日々の改善を通じて、高校教育の質の確保・向上に向けた取組が進められてきたところである。
- 一方、現在の我が国は、約60万人に及ぶ若年無業者の問題や⁹、高校卒業後の新規就職者の約4割、大学卒業後では約3割が3年以内に離職しているといった早期離職の問題¹⁰などに象徴されるように、多くの若者が学校から職業・社会への移行に課題を抱えている。
- また、全国の大学の学長・学部長を対象とする調査によれば、自学の学生について、約7割の学長・学部長が「大学での学修に必要な基礎的な知識や技術の不足」を、8割を超える学長・学部長が「自ら学び考える習慣の不足」を課題と認識している¹¹。また、大学1年生を対象とした調査結果によれば、大学の授業に「ついていけない」等の回答が相当の割合を占めている¹²。
多くの大学において、高等学校での履修状況に配慮した取組が必要となっており、初年次教育や補習・補完教育の導入も広がっている¹³。
- これらの課題は、高等学校と大学の接続に関わるものとして相互に関連しており、両者の連携・協力によらなければ解決できないものであるが、その中にあって、大学側から高等学校側に対する要請としては、生徒が高校教育で身に付けるべき学力を、高等学校段階で確実に身に付けるようにしてほしいとの声が上がっている。
- このように、現在の高校教育については、社会や大学等から、高校生として最低限の資質・能力を身に付けること、ひいては、高校教育としての教育の質を確保するとともに、その向上に努めることが求められている。
- 一方、現在の高等学校が抱える課題は、多様な生徒が進学している中で極めて幅広いものとなっており、例えば、義務教育段階での学習が十分に身につけていない者や

9 総務省統計局「労働力調査」

10 厚生労働省「新規学校卒業者の就職離職状況調査」

11 文部科学省「学士課程教育の現状と課題に関するアンケート調査」（平成24年度）

12 東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策センター「高校生の進路追跡調査【第1次報告】」（平成19年）

13 文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について」（平成21年度）

中途退学経験者、不登校経験者、特別な支援を必要とする生徒などへの対応が必要となる一方で、より高度な教育機会を提供することにより一層向上しうる生徒への対応も必要となるなど、それぞれの多様なニーズに応じたきめ細やかな対応が求められている。

4. 質の確保・向上に関するこれまでの取組

- 我が国の高校教育については、公教育としての教育水準の担保を図るための公的な制度・仕組みに加え、各高等学校・団体等の自主的な取組により、高校教育として求められる質の確保・向上に取り組んでいる。また、高校教育改革や様々な推進方策の実施により、国、各都道府県等において、多様なニーズに対応した取組が進められている。

(1) 高校教育として求められる質の確保・向上に向けたこれまでの取組

①公的な制度・仕組みによる質の確保・向上

- 高校教育の質の確保・向上のための公的な制度・仕組みとしては、設置基準等の基準と設置認可、学校評価、学習指導要領、単位認定・卒業認定といった枠組みが定められており、これらにより、各学校の設備・編制等の教育条件等の整備や、学校運営の改善、教育内容・水準の担保、生徒の資質・能力の状況の保証等の面から一定の質の確保が図られている。

②各学校の教育条件等の整備、学校運営の向上

- 我が国の高等学校は、学校の新設や組織改編に際しての施設・編制等の最低基準を示した設置基準のほか、公立の高等学校に関しては、学級編制や教職員定数の標準等を示した法律（標準法）などにより、私立の高等学校に関しては、設置基準に基づく設置認可の仕組みなどにより、教育条件が担保されている。近年における規制改革の流れの中では、様々な分野で事前規制から事後チェックへの移行が進んでおり、高等学校設置基準についても、平成16年の改正により大綱化が図られるなど、弾力的な学校設置が可能となる方向での見直しが行われた。

- 一方、各学校が自らの教育活動等の成果や取組を不断に検証することで学校運営の組織的・継続的な改善等を図る仕組みとしては、学校評価や学校の積極的な情報提供の取組が推進されている。

学校評価については、平成19年の学校教育法及び同法施行規則の改正により、自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告等規定が整備された¹⁴。これらの取組により、高等学校における自己評価の実施状況は96.7%、学校関係者評価の実施状況は85.0%（平成23年度間）¹⁵となっている。また、その結

14 さらに、文部科学省では、従来の「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」を全面的に見直し、高等学校を対象に加えた「学校評価ガイドライン〔改訂〕」を作成する（平成20年1月）とともに、同ガイドラインをさらに改訂して、第三者評価の在り方に関する記述を充実させる（平成22年7月）など、PDCAサイクルによる学校運営の改善を促進している。

15 文部科学省「学校評価等実施状況調査」

果については、学校のホームページへの記載や、PTA総会、保護者会等での説明、学校便りへの記載などによって公表されている¹⁶。

③教育の内容・水準の担保

- 教育の内容・水準の担保を図るため、高等学校の教育課程については、教育基本法に示された教育の目標や、学校教育法に示された高等学校の目標等の達成を旨としつつ、高等学校学習指導要領によりその基準が定められている。

平成21年に告示された新しい学習指導要領は、子供たちの現状を踏まえ、「生きる力」を育むという理念の下、基礎的・基本的な知識や技能の習得とともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度などの育成を重視した教育を進めることとしており、高等学校についても、平成25年度入学生から年次進行により、実施されている。特に、国語をはじめ各教科等で批評、論述、討論などの言語活動を充実することにより、思考力・判断力・表現力等を効果的に育成するよう求めていることが特色である。

④生徒の資質・能力の状況の把握

- 高校教育の出口段階での質の確保は、学習評価に基づく単位の認定や卒業認定により担保される。

高等学校の学習評価は、学習指導要領に示す各教科・科目の目標に基づき、各学校が生徒の実態や地域の実情に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らし、その学習の状況を総括的に評価することにより行われる。高等学校ではこのような生徒の学習評価等に基づき、各教科・科目の単位の修得の認定が行われ、さらに、所定の単位を修得することが、卒業の要件の一つとなる。

なお、この過程において、生徒指導要録が各学校における生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿として活用されている。

- 新しい学習指導要領の理念を実現していく上では、各高等学校が、新学習指導要領における各教科・科目の狙いを踏まえつつ、各学校で定めた教科・科目の目標や内容について明確に示した上で、個々の生徒の学習評価を実質化させることにより、指導の改善を図り、生徒一人一人の資質・能力を伸ばさせていくことが重要となる。

⑤自主的な取組による質の確保・向上

- 高校教育の質の確保・向上のためには、公的な制度や仕組みによるものだけでなく、設置者・学校自身による個々の自主的な取組が特に重要となる。

¹⁶ 自己評価結果の公表方法としては、学校のホームページに記載（69.9%）、PTA総会や保護者会など直接説明する機会を設定（46.2%）、学校便り等に掲載して配布（23.3%）となっている。また、学校関係者評価結果の公表方法としては、学校のホームページに記載（64.1%）、PTA総会や保護者会など直接説明する機会を設定（40.0%）、学校便り等に掲載して配布（19.3%）となっている。（いずれも平成23年度間）

設置者・学校等による自主的な取組としては、指導内容・方法の研究・研修等を通じた授業改善や教員の資質向上への取組をはじめ、多面的な取組が実践されているが、それらの中には、次のような生徒の学習の状況の評価に関する取組も見られる。

⑥地方公共団体における学力調査等

- 教科の学力や学習状況の把握・評価に関する取組としては、複数の地方公共団体において、高等学校の生徒を対象に学力や学習状況の統一的な調査が行われている。

文部科学省の調査によれば、平成24年度には、全国12の道府県で、特定の教科における生徒の学力を把握するためのテストが実施されており、また、これらの地方公共団体の一部では、学力テストと併せ、生徒の学習状況を把握する質問紙調査（アンケート）が行われるとともに、さらに、テストは行っていないものの、質問紙調査を行っている県も他に2県ある。これらの調査は、いずれも、生徒の学力や学習状況を把握することにより、学校における指導の改善に生かすことを目的に実施されている¹⁷。

⑦校長会による標準テストや検定試験等の活用

- 工業系の専門教科・科目に関する統一的な学力把握の取組としては、全国工業高等学校長協会が作成した「標準テスト」が、同協会の会員校において広く実施されており、その成績等の資料は、専門教科・科目の学力向上等に向けた指導の充実のために活用されている。
- 生徒の多様な学習成果を評価していく観点から、民間の団体等による検定試験に合格した、国家資格を取得した等の成果を、学校における学習活動との関連において積極的に評価し、それらを生徒の学習意欲の喚起等に活用している例¹⁸もある。

（２）多様なニーズに対応するためのこれまでの取組

①高校教育改革の成果

- 臨時教育審議会以降進められてきた高校教育改革においては、単位制高等学校の導入・拡大や総合学科の創設、学校間連携・学校外学修の単位認定制度の拡充、中高一貫教育の制度化などが進められており、これまで一定の成果をあげてきた。

17 各都道府県教育委員会に対する学力や学習状況の統一的な調査（文部科学省調べ）

その概況としては、以下のとおり

- ・主に公立の高等学校の生徒を対象に行われているが、私立の高等学校が一部参加している例もある。
- ・テストの対象学年については、そのほとんどが第1学年及び第2学年を対象。
- ・対象者の範囲は、公立については、対象学年の生徒について、ほぼ悉皆の調査としているところが多い。
- ・テストの対象教科としては、国語、数学、英語の3教科で実施しているところが多い。

18 例えば、工業系の専門高校等では、資格取得や検定合格等の成果、各種競技・コンクール等での成績等に応じ、生徒に「ジュニアマイスター」の認定を与える「ジュニアマイスター顕彰制度」が広く活用され、生徒が目的を持って意欲的に学習に取り組むことを促す上で役立てられている。「ジュニアマイスター顕彰制度」を主催する全国工業高等学校長協会では、計算技術、情報技術、グラフィックデザインや製図等の分野の検定試験を自らも実施しており、多くの学校・生徒に活用されている。

- 具体的には、平成6年に創設された総合学科は、平成25年には高等学校全体の7.3%に当たる363校に設置されている。総合学科の導入により、多くの学校や教育委員会は、自己の将来の生き方・働き方や進路について自覚を深めることや、生徒の多様な興味・関心、学ぶことの楽しさや成就感の体験などを成果として掲げており¹⁹、ほとんどの学校において、導入当時に期待されていた教育の特色を理解した活動が実施されていることがうかがえる。
- また、学年による教育課程の区分を設けない単位制高等学校の数は、昭和63年の制度創設以降一貫して増加しており、平成25年には974校となっているほか、学校外での学修成果を活用する取組として、大学・専修学校等における学修や、ボランティア活動等に係る学修の単位認定を行っている学校数も増加傾向にある。
- 平成11年に制度化された中高一貫教育校は、平成25年には450校が設置されており、様々な試行錯誤や体験の積み重ねを通じて個性や創造性を伸ばす特色ある教育活動が展開されている²⁰。
- このような特色化が進められる中で、学力向上の取組だけではなく、様々なコンテストやコンクールで優れた成果をあげるなど多様な学校内外での活動が評価される事例も出ているところである。

②キャリア教育、職業教育の推進

- キャリア教育²¹については、平成18年に制定された改正教育基本法において、教育の目標の一つとして「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと」と規定され、同法に基づき平成20年に策定された教育振興基本計画においては、「子ども達の勤労観や社会性を養い、将来の職業や生き方についての自覚に資するよう（略）キャリア教育を推進する」とされている。
- また、平成23年の中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」において、生徒一人一人の社会的・職業的自立に必要な能力を育成するため体系的な教育の改善・充実が必要であることや、学校から社会・職業への移行が円滑に行われていないことなどを踏まえ、社会を構成する各界が互いに役割を認識し、一体となって取り組むことが必要であることなどについて提言された。これらを踏まえつつ、これまで手引きの作成や、ポータルサイトの開設など、その推進に向けた普及啓発が行われているところである。

19 文部科学省「総合学科、学校設定科目『産業社会と人間』に関する調査」

20 中高一貫教育制度に関する主な意見の整理（平成24年7月）

21 「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（中央教育審議会答申 平成23年1月）においては、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」と定義されている。

○ 一方、職業教育については、専門学科の生徒数割合が昭和30年代には約4割であったものが、普通科の量的拡大に伴い大きく減少し、現在は約2割程度で推移している。しかしながら、普通科に比べ、専門学科進学者についてはしっかりとした目的意識をもって入学する者が多い²²。

○ このような中で、専門学科においては、これまでも少人数での個に応じた指導などきめ細やかで実践的な授業が行われるとともに、「全国産業教育フェア」の開催など国民一般の理解・関心を高めるための取組が進められてきた。

○ また、新しい学習指導要領においては、専門分野に関する基礎的・基本的な知識と技術の定着を図る観点から、科目構成の見直しや内容の改善が行われるとともに、地域や産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れることや社会人講師の積極的な活用について明記されたところである。

③不登校生徒や中途退学者、特別な支援を必要とする生徒への対応

○ 不登校生徒や中途退学者への対応としては、スクールカウンセラーの派遣等による教育相談体制の充実に加え、学校外機関での相談・指導を受ける場合の出欠扱いの弾力化や²³、通信を用いた教育における単位認定の弾力化²⁴、体験入学の推進²⁵等の取組が行われてきた。

○ 発達障害等、特別な支援を必要とする生徒への対応としては、教育課程の弾力的な運用や各種教員研修、特別支援教育支援員の配置などの推進や、キャリア教育・就労支援について実践的に研究を行うモデル事業の実施等が行われている。

④優れた才能や個性を有する生徒への対応

○ 将来の我が国を牽引する優れた才能や個性^{けんいん}を有する生徒を支えるため、これまでスーパーサイエンスハイスクールなどを通じて先進的な教育を受ける機会の提供が図られるとともに、学校外の学修に係る単位認定制度の創設や、飛び入学制度の導入など高大連携のための取組が進められてきた。また、国際バカロレアについては、科目の一部を日本語でも実施可能とする「日本語 DP」の開発が進められているところである。

22 平成22年11月9日「今後の高校教育に関するヒアリング」（第1回）東京大学大学院教育学研究科教授 本田由紀氏提出資料「都立専門高校調査」

23 「不登校への対応の在り方について」（平成15年5月16日初等中等教育局長通知）、「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」（平成21年3月12日初等中等教育局長通知）において、適応指導教室や民間施設など学校外の機関で指導等を受ける場合で一定要件を満たすときは、校長は指導要録上「出席扱い」にできることなどが示されている。

24 「高等学校の全日制課程及び定時制課程における不登校生徒に対する通信の方法を用いた教育による単位認定について」（平成21年3月31日初等中等教育局長通知）

25 体験入学などにより高等学校での不適応を事前に防止させることや、生徒が孤独に陥らないようにするための教育相談活動の充実の必要性などについて、生徒指導提要等において示されている

第2章 高校教育の質の確保・向上に関する課題・基本的考え方

1. 「共通性の確保」と「多様化への対応」

- これまで触れてきたとおり、高等学校や生徒の多様化が進む一方で、高校教育に共通に求められるものは何かといった視点が弱くなっており、社会・産業界から社会の一員として最低限の資質・能力を身に付けるべきといった指摘や、大学から高等学校段階での学力を確実に身に付けるべきといった声がある。
- 本部会においては、これらの指摘も踏まえ、高校教育の共通性を確保するため、全ての生徒が共通に身に付ける資質・能力について、「コア」と位置付けた上で、その範囲・要素と評価の在り方について整理した。
また、同時に、高等学校や生徒が多様化している中で、様々な幅広い学習ニーズにきめ細やかに対応することも求められるところであり、両者のバランスに配慮しながら高校教育の質の確保・向上を図ることが必要である。現在抱えている課題等も踏まえつつ、その基本的な考え方を以下に示すこととする。

2. 全ての生徒が共通に身に付けるべき資質・能力の育成＜共通性の確保＞

(1) 高校教育として求められる質の確保に係る課題

- 高校教育の多様化は、結果として、生徒が高等学校の学習で何をどの程度習得したのかを見えにくくもしている。また、学校によっては、ともすれば履修させることに重点が置かれ、単位認定されていても期待される資質・能力を十分身に付けていない場合があることも指摘されており、高校生としての最低限の資質・能力を身に付けないうまま卒業しているケースも見られる。こうしたことが、高校教育に対する信頼性のゆらぎにもつながっており、教育活動のプロセスに関し透明性の向上や説明責任を求める声とともに、高校教育の質の確保に対する要請が高まる要因となっている。
- 質の確保の成否は、何より、生徒の教育に直接携わる教員や学校の取組の内容に負うところが大きく、各学校・教員による積極的な取組が求められるが、同時に、国においても、学校・教員の取組への支援とともに、公的システムによる質の担保を図っていく責任がある。
- 高校教育の多様化への対応が重要であればこそ、その中で生じてくる質の確保の問題には、一層積極的に対応していくことが求められる。このことを踏まえつつ、「高等学校とは何か」について新たに共通認識を図り、高校教育全体の質の確保を目指していく必要がある。

(2) 全ての生徒が共通に身に付けるべき資質・能力「コア」

①「コア」の範囲

- 学校教育法は、高等学校の目的を「中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すこと」と規定するとともに、高等学校の目標として、「義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充さ

せて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者としての必要な資質を養う」こと等を規定している。

また、小・中・高等学校を通じ、その教育の実施上、特に配慮すべき事項として、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、学力の重要な三要素としての「基礎的な知識及び技能を習得させる」こと、「これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむ」こと、「主体的に学習に取り組む態度を養う」ことを求めている。

- 学校教育法が規定したこれらの力は、いずれも学習指導要領が重視する「生きる力」を支える資質・能力であり、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和を図るとともに、学力の重要な三要素を位置付けた同法の教育理念は、「生きる力」の育成の理念と重なるものである。
- 「生きる力」の育成は、全ての高等学校にとっての共通の目標であり、以上を踏まえれば、「コア」の範囲については、「確かな学力」、「豊かな心」及び「健やかな体」（知・徳・体）のいずれの領域にも及ぶものと捉えることができる。
- ②「コア」を構成する資質・能力
- 変化の激しい社会にあって、働く人々に求められる能力は高度化しており、身に付けた専門知識や技能がすぐに陳腐化したり、新たな知識・技能の習得を次々に迫られたりするなど、求められる対応のスピードも速くなっている。
- 一方、求められる知識・技能の変化が激しいからこそ、誰にとっても、生涯にわたって学び続けることの必要性がますます大きくなり、そのための基盤となる力を身に付けることが、改めて重要となる。さらに、どのような職業においても共通に求められる汎用的能力の基礎となる力や、市民社会の形成者として求められる能力等は、近い将来職業人となり、また、全員が主権者となる高校生が確実に身に付けることが必要である。
- 高等学校は、進学や就職といった生徒の進路にかかわらず、中学校卒業後のほぼ全ての者が、社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付けるとともに、自立に向けた準備期間を提供することのできる最後の教育機関となる。
- 社会で自立し、社会に参画・貢献していく人材の育成を推進していく観点からは、「確かな学力」を構成する「学力の三要素」とともに、特に、次の力を、「コア」を構成する資質・能力の重要な柱として重視していくべきと考える。
 - ・ 社会・職業への円滑な移行に必要な力
 - ・ 市民性（市民社会に関する知識理解、社会の一員として参画し貢献する意識など）

○ さらに、「コア」を構成する資質・能力としては、これらの柱を更に具体化したものの等として、以下のような資質・能力を挙げることができる²⁶。

- ・ 言語を活用して批判的に考える力、分かりやすく説明する力、議論する力
- ・ 新たな価値観や考え方を創り出す力やものづくり力などを含めた「創造力」
- ・ 多様な他者の考えや立場を理解する力や、相手の話を聴く力、コミュニケーション力などを含めた「人間関係形成力」
- ・ 自ら課題に挑戦していく力などを含めた「主体的行動力」
- ・ 今後の自分自身の可能性を含めて自らを肯定的に理解するとともに、自らの思考や感情を律し、今後の成長のために進んで学ぼうとする「自己理解・自己管理能力」
- ・ 生徒が将来の進路を決定するために必要な「勤労観・職業観」、労働者としての権利・義務の理解など社会的・職業的自立の上での基礎的・基本的な知識・技能
- ・ 社会の発展に寄与する意識・態度などの「公共心」
- ・ 社会奉仕の精神、他者への思いやり
- ・ 健康の保持増進のための実践力

等

26 本部会では、何が「コア」であるかを考える上での一つのアプローチとして、学習指導要領が示す必修教科・科目等と「コア」との関係についても確認した。

必修教科は、当該教科に属する複数の科目のうちから、いずれかの科目を所定の枠内で全ての生徒に必ず履修させ、高校生として必要な知識・技能と教養を身に付けさせるために設けられているものであり、必ず履修しなければならない総合的な学習の時間や特別活動とともに、「高等学校とは何か」ということを、学習内容の面から国が示したものとも言える。特に、新学習指導要領で設けられた共通必修科目は、高等学校の教育課程の共通性を高めるため、全ての生徒が共通に履修する科目であり、高校教育としての共通の内容を端的に表すものである。

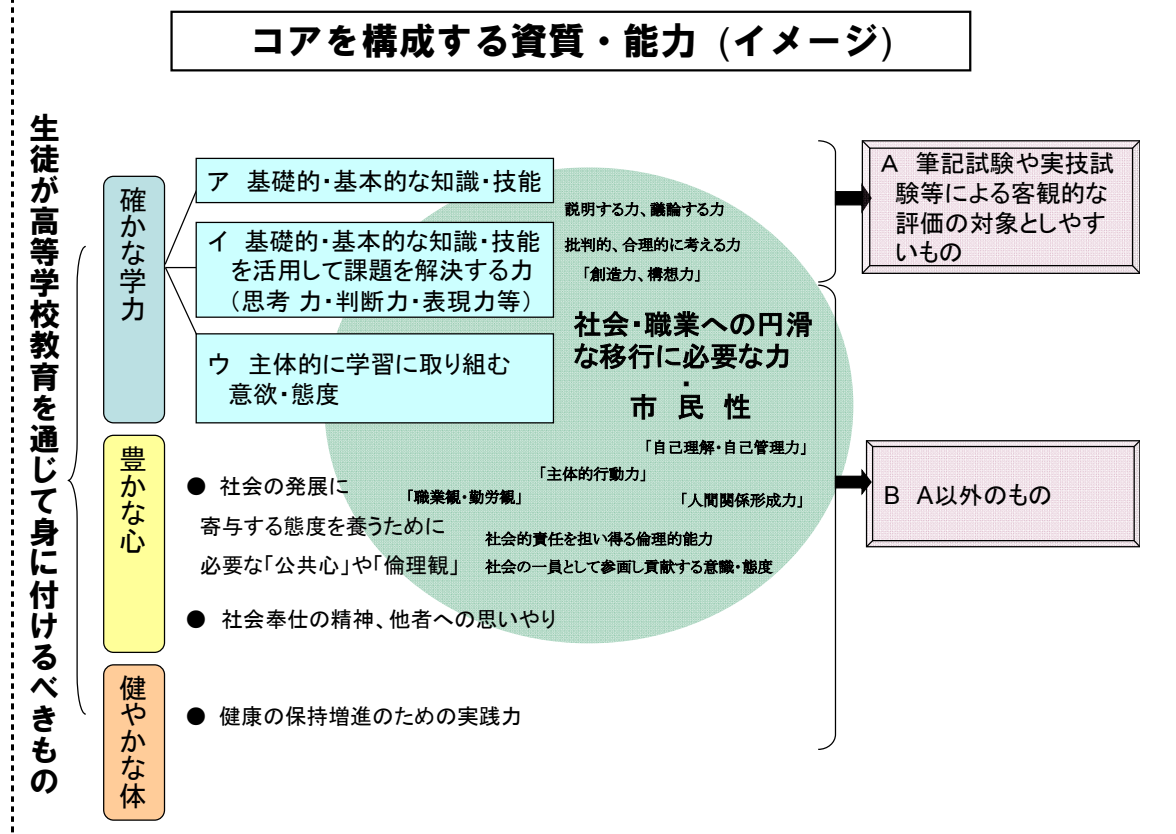
すなわち、学習指導要領が示す必修教科・科目等は、高等学校において全ての生徒が身に付けるべき「コア」の内容を、教科・科目等の形で示しているものと捉えることが可能である。

(参考) 必修教科・科目

必修教科(国語・地理・歴史・公民など10教科)は、学習指導要領において、その教科を履修することが卒業の要件となっている教科であり、それぞれの教科には、当該教科の目標を達成させるための科目が複数置かれる。各教科においてどの科目を必修(卒業のために必ず履修しなければならない科目)とするかは、学習指導要領で規定される必修科目以外、各学校の判断に任されており、選択必修として、必修科目を複数開設し、生徒に選ばせる形としている学校が多い。

なお、卒業のために必ず履修しなければならないものとしては、必修教科・科目の他に総合的な学習の時間や特別活動がある。

《参考》 「コア」を構成する資質・能力（イメージ）



（３）全ての生徒が共通に身に付けるべき資質・能力の把握・評価

- （２）で示したように、高校教育における「コア」を知・徳・体の幅広い領域に及ぶものと捉えた場合、「コア」として求められる資質・能力を生徒が身に付けたかどうかを、どのように把握し、評価していくかが重要となる。
- 「コア」を構成する資質・能力の中には、例えば知識の量や実習で身に付ける基本的な職業技術の状況等のように、筆記試験や技能試験等の手段により客観的な把握を比較的容易に行えるものと、そうでないものがある。評価の取組を進めるに当たっては、こうした様々な資質・能力について、それぞれの性質に応じた適切な方法による把握を行い、評価の充実を図っていく必要がある。

3. 多様な学習ニーズへのきめ細やかな対応＜多様化への対応＞

- 高等学校における共通性を確保する観点から、2. に掲げるような全ての生徒が身に付けるべき資質・能力の把握・評価について取組を進める一方で、高校教育の質の確保・向上を図っていくためには、学び直しや特別な支援が必要な生徒への対応や優れた才能や個性を有する生徒への支援など様々な幅広い学習ニーズがあることを踏まえ、学校・教職員・生徒に対して、多角的な観点から、きめ細やかな支援を行っていくことが重要である。

(1) 各学科・課程等における課題と対応

①普通科における課題と対応

- 普通科卒業者は、昭和30年代には就職率が4割を超えていた時期もあったが、現在は1割を下回り、他方で高等教育機関への進学率が8割²⁷を超えている。高等教育機関への進学希望者の中には、高等学校が高等教育機関への単なる通過点として、進路意識や目的意識が希薄なままとりあえず進学している者が少なからず存在している。
- また、普通科卒業者の就職状況は、他の専門学科や総合学科と比べて厳しい状況²⁸にあり、将来の社会的・職業的自立に向けた資質・能力の育成や、職業に従事するために必要な資質・能力を習得させることが大きな課題となっている。
- このようなことを踏まえ、一人一人の生徒が主体的に目標や意欲を持って学ぶとともに、働くことの重要性や意義を理解し、それぞれの職業観・勤労観を確立して、将来的に社会に貢献する基盤を培うためには、キャリア教育を一層推進するとともに、地域や学校の実態、生徒の特性や進路等を考慮しつつ、必要に応じて職業教育についても進めるなど、学校から社会への円滑な移行推進を図ることが必要である。

②専門学科・総合学科における課題と対応

- 専門学科は、近年の技術革新の進展や産業構造の変化、労働市場の流動化などにより、地域の産業・社会において求められる人材の把握と育成、職業人として求められる知識・技能の高度化への対応、専門的な能力を高めるとともに、社会人に必要な基礎的な知識・技能の習得を図ることなども一層求められるようになっており、社会のニーズに応じた実践的な職業教育をより充実することが必要である。
- また、少子化が進み、生徒数が減少する中で、各都道府県では公立高等学校の再編整備が進められているが、近年の学科数を見ると、普通科と比べ、専門学科の減少率は大きい。これは、専門学科が再編整備の対象の中心となることが多かったことによるものだが、社会からの要請に基づいた実践的な教育を実施し、普通科よりも職業に関する目的意識の高い者が多いといった専門学科における生徒の実態等を踏まえ、その必要性を再確認する必要がある。
- さらに、専門学科は就職率が昭和30年代には約8割を超えていたが、その後減少し、現在は卒業者の約5割となっている一方で、高等教育機関への進学率は年々増加し、昭和30年代には1割未満であったものが、その後増加し、現在は4割を超えている²⁹。このような中で、高等教育との接続も視野に入れた職業教育の充実や高等学校段階で身に付けるべき学力の確実な修得が求められている。

27 文部科学省「学校基本調査」

28 文部科学省「高等学校卒業者の就職状況に関する調査」

29 文部科学省「学校基本調査」

○ 特に、高等学校専攻科については、主に職業に関する資格を取得する場や、高等学校修了者に更に深く教育機会を提供する場として活用されているが、現行制度では、大学において、高等学校の専攻科の学習を単位認定する仕組みはなく、また、専攻科修了者は、大学に編入学することができない。しかしながら、例えば看護などの分野で、高等学校専攻科を修了した後に、看護系大学等へ進学し、保健師や助産師の資格取得を目指す者もいる中で、大学での単位認定や編入学へのニーズが存在しており、その対応が求められている。

○ 他方、総合学科は、特色ある活動が行われている一方で、目的意識や将来の進路への自覚が弱い生徒もおり、主体的な科目選択を行わせることが難しく、安易な科目選択を行うといった面が見られることや、依然として普通科と比べて中学生やその保護者の理解や認知度が低いこと、中学校教職員の理解が不十分であること、多様な教科・科目等を開設するための十分な体制や費用の確保が必要であることなどが課題となっている。

③定時制・通信制課程の課題と対応

○ 定時制・通信制課程は、高等学校生徒の多様化が進む中であって、多様な学習スタイルを可能としており、従来からの勤労青年のための教育機関としての役割だけでなく、多様な学びのニーズへの受皿としての役割も果たしている。

とりわけ、学習時間や時期、方法など自分のペースで学べることから、不登校・中途退学経験者等への学び直しの機会提供など、困難を抱える生徒の自立支援等の面でも大きく期待されるようになってきている。また、外国籍の生徒や発達障害等の特別な支援を必要とする生徒への対応なども重要な課題となっている。

このような中で、多様な生徒が入学している実態にきめ細やかに対応するため、義務教育段階からの学び直しを支える体制の強化に加え、日々の生活指導や教育相談、将来を見通した進路指導をサポートする体制など学習面だけでなく、学校の内外を問わず、様々な形で生徒や学校等への支援を充実していく必要がある。

④広域通信制課程における不適切な事例への対応

○ このような中で広域通信制課程の高等学校も、不登校・中途退学経験者等への学び直しの機会提供などで重要な役割を果たしてきたが、一方で、一部の学校等において不適切な事例も見られたところである。

平成23年に行われた調査³⁰では、一部の広域通信制高等学校において、択一式を多用した添削指導や、視聴確認の成果の評価を行わない面接指導、自宅で行う試験など不適切な教育活動や、民間教育施設による教育活動と渾然一体となった高等学校の運用などの事案が見られた。このような状況を踏まえ、文部科学省から改善を促す通知が示され、各認定地方公共団体等においては調査・改善のための取組が進められたところである。

30 文部科学省「学校設置会社による学校設置事業」調査結果（平成23年12月）

一方、平成25年に行われた調査³¹では、一部において改善が図られたものの、依然として教育の質が確保されているとはいえない事例も見受けられるとともに、認可自治体における事務体制上の課題や、サテライト施設における教育活動が十分に把握していない等の実態が明らかになったところであり、その対策を講じることが必要である。

⑤特別支援教育の推進

○ 高等学校においては、特別支援教育の推進も重要な課題となっており、教職員の研修の充実や指導体制の確保等を進めるとともに、各地域・学校の実態・ニーズに即した種々の実践や検討をより一層進める必要がある。

○ また、学校教育法においては、高等学校において障害のある生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことが明記され、学習指導要領により弾力的な教育課程の編成が可能となっている一方で、通級による指導や特別支援学級に係る「特別の教育課程」を編成することが法令に規定されていない。

今後は、教育課程の弾力的な運用や指導の工夫により、種々の実践を進めるとともに、特別の教育課程の編成や教職員定数の在り方についても検討を深めることが必要である。

⑥学び直しの推進

○ 各学科・課程を通じて、一部の高等学校においては、義務教育段階の学習内容を十分に身に付けていない者も少なからず見られるが、高等学校を卒業するまでには全ての生徒が必修修教科・科目の内容を学習する必要がある、その内容を十分に理解するためには、義務教育段階の学習内容が定着していることが前提となる。このため、新しい学習指導要領においては、高等学校段階の学習に円滑に接続できるようにすることができるよう、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けることについて示しており、学校や生徒の実態等に応じ、今後これらの取組がより効果的に進められることが重要である。

(2) 経済社会の変化等への対応

○ 近年の産業・就労構造の変化をはじめとした経済社会の変化や、高等学校を取り巻く現状を踏まえれば、多様化した生徒の様々な学習ニーズへの対応や学習機会に係る選択肢の充実は、今後も引き続き推進していくことが求められる。

①キャリア教育・職業教育の推進

○ 特に、若者の完全失業率や非正規雇用率の高さ、無業者や早期離職者の存在など、いわゆる「学校から社会・職業への移行」が円滑に行われていないという課題に加え、コミュニケーション能力など職業人としての基本的な能力の低下や、職業意識・職業観の未熟さ、身体的成熟傾向にもかかわらず精神的・社会的自立が遅れる傾向、進路

31 文部科学省「高等学校の広域通信制の課程に関する調査結果」（平成26年1月）

意識や目的意識が希薄なまま進学する者の増加など、「社会的・職業的自立」に向けての様々な課題が見受けられる。そうした中で、若者の社会的・職業的自立や、生涯わたるキャリア形成を支援するため、キャリア教育や職業教育を充実していくことが強く求められる。

②優れた才能や個性を伸ばす学習機会の提供

- 一方、少子高齢化やグローバル化が更に進展する中で、社会全体の変化に対応し新たな価値を主導・創造する人材を育成することは重要であり、意欲と能力のある生徒に対して、ハイレベルな学習機会や切磋琢磨^{せつさたくま}する場をより一層確保することが求められる。

③グローバル人材の育成

- グローバル化が加速する中で、日本人としてのアイデンティティや日本の歴史と文化に対する深い教養を前提として、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野で活躍できるグローバル人材を育成することが求められる。

④ICT教育の推進

- 情報化の急速な進展に伴い、情報及び情報手段を主体的に選択し活用していくための情報活用能力を育成することが必要である。また、過疎化等が深刻化するとともに、少子化による高校再編が進められる中で、遠隔地からの先進的な教育の実施や特別な支援が必要な生徒へのきめ細やかな対応も含め、ICTや様々なメディアを活用することにより、全日制・定時制課程における生徒の多様な質の高い学びを実現するために効果的な授業の在り方を検討することも必要である。

(3) 教職員・学校の体制強化

- 高等学校の質の確保・向上を図るためには、その基盤となる教職員の資質向上と学校の組織運営体制の改善・充実は欠かせない。このため、教職員の研修や多様な人材を登用するための取組、PDCAサイクルを確実に進めるためのマネジメント体制の確立や、学校評価の充実などをより一層進めることが必要である。

第3章 高校教育の質の確保・向上に向けた施策

- ここまで、高校教育の質の確保・向上に向けた課題や基本的考え方について整理してきたが、本章においては、高校教育の質の確保・向上を進めるために、国及び地方公共団体等の設置者が行うべき具体的な施策を示すこととする。それぞれの施策について、国は、教育課程など全国的な基準の設定や、教育条件整備のための支援、指導助言など事業の適正な実施のための支援を行うとともに、地方公共団体等の設置者においては、高等学校を設置・運営する者として、それぞれの地域や学校の実態に応じ、様々な国の支援策等も活用しながら、高校教育の質の確保・向上に向けた取組を進めることが求められる。

1. 学習成果や教育活動の把握・検証

(1) 高等学校全体を通じた一定水準の基礎学力の確保の必要性

- 第1章で触れたように、我が国の子供たちについては、学力の重要な要素である学習意欲・態度の面に課題があることが指摘されている。
特に、高校生については、以前と比べ学力中間層の学習時間が大きく減少している。その背景には、いわゆる大学全入時代における大学入試の選抜機能の低下も指摘されているが、基礎的・基本的な知識・技能を身に付けていない者が高等教育機関に進学するという現状に対しては、高校教育の質の確保の問題として捉え、対応していく必要がある。
- 職業・社会とのつながりの面では、産業構造の変化や情報化、技術革新の進展により、職業人に求められる専門的な知識・技能が拡大・高度化している。職業との関連が深く、実践的な教育を行う専門高校においても、変化に対応するため、生徒が生涯にわたって自ら学んでいく上で必要となる学力や、それぞれの職業分野での基本となる技術など、専門職業人としての基盤を確実に身に付けることがますます重要になっている。
- 様々な資質・能力のうちでも、基礎的・基本的な知識・技能や、これを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力等の一部については、筆記試験や技能試験等による客観的な評価の対象としやすい面が強い。これらの資質・能力について、高等学校全体を通じた一定水準の基礎学力を担保し、その向上を図っていくためには、個々の学校ごとに、学習指導要領に示す教科・科目の目標に基づき、学校が地域や生徒の実態に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らし、その実現状況の評価する学習評価の取組に加え、高等学校全体としての共通の水準に基づく評価の取組を充実すること、そのためのシステムを新たに構築していくことが必要である。
一方で、筆記試験や技能試験等によって評価できる資質・能力は、生徒の資質・能力の一側面を捉えたものであり、その他の多様な活動を通じて伸長する能力など、幅広い資質・能力については、多面的に評価できる手法を取り入れていくことも必要である。

(2) 達成度テスト（基礎レベル）（仮称）の導入

- 第1章において示したように、高等学校については、生徒の興味・関心、能力・適性等の多様化に対応して、これまで学校・学科や教育課程の多様化が進められてきた。一方で、生徒の中には基礎学力が不足している者や学習意欲が低い者が見られ、また、大学入試機能の低下も進むなど、全国的に共通で対応すべき課題も明らかになっているところであり、高等学校全体の質の確保・向上を図る観点から、国としてこれらの課題に正面から向き合っていくことが求められる。
- このため、高等学校全体を通じて、高等学校段階の基礎学力を客観的に測ることができる新たな仕組み、すなわち、生徒が自ら、基礎的な学習の達成度を把握し、自らの学力を客観的に提示できる新たなテスト（達成度テスト（基礎レベル）（仮称））を設けることが必要である。
- 新たなテストについては、生徒一人一人が主体的に学習意欲を高め、日々の学習の改善につなげることができるものとするのが重要であり、テストへの参画については、生徒が自らの進路に合わせたその意思で選択を行うことができるものとすべきである。

本テストの導入によって測ることのできる基礎的な学習の達成度は、生徒の資質・能力の一側面を測るものであることに留意しつつ、学習改善を図るためにテスト結果について各学校での指導改善に生かすことや、推薦・AO入試や就職等の対外的な場面で自らの学力を証明できるようにすることも、有効な活用方策として考えられる。本部会においては、このような基本的な考え方を踏まえつつ、新たな達成度テスト（基礎レベル）（仮称）の具体的な仕組み等について検討を行ってきた。以下にその骨格を示すこととする。

■テストの目的

- 高校教育の質の確保・向上に向け、生徒が、自らの高校教育における基礎的な学習の達成度の把握及び自らの学力を客観的に提示することができるようにし、それらを通じて生徒の学習意欲の喚起、学習の改善を図ることを目的とする高校教育の達成度テスト（基礎レベル）を実施。

■テストの活用方策

- 結果を高等学校の指導改善に生かすこと。
- 推薦・AO入試や就職時に基礎学力の証明や把握の方法の一つとして、その結果を大学等が用いることも可能とすること。

■対象者

- 希望参加型とし、高校生の個人単位での受検又は学校単位での受検も可能とする。
- できるだけ多くの生徒が参加することを可能とするための方策を合わせて検討する。

■テストの内容

- テストの教科については、実施当初は国語、数学、外国語、地理歴史、公民、理科を想定して検討。（※選択も可能）
 - ※ 英語等、一部は外部試験による代替も検討。
 - ※ 保健体育、芸術、家庭、情報及び専門学科の各教科は、実習等による幅広い学習活動によって評価される比重が高く、一般的にペーパーテストになじみにくいこと等に配慮し、引き続き専門的に検討。
 - ※ 高校2年から3年にかけて履修させている科目も存在することから、テストの教科・科目及びその出題範囲については、実施時期を踏まえた検討が必要。
- 基礎的・基本的な知識・技能だけではなく、知識・技能の活用力、思考力等を測る問題も含める。また、複数の教科を融合した教科融合型問題を含めることも検討。
 - ※ 問題は高等学校学習指導要領を踏まえたものとし、テストのレベルは例えば高等学校卒業程度認定試験と同等程度とすることを検討。
 - ※ 問題の性質としては、学習の達成度を測るものとし、選抜的なものとはしない。
- 各学校・生徒に対し、成績を段階で表示するとともに、各問題の正誤や各自の正答率等も併せて表示。

■テストの形態

- マークシートを原則としつつ、一部記述式も検討。
 - ※ テストの形態は、内容、実施体制等を勘案。C B Tは発展レベルのテストと併せて検討。

■実施方法

- 年間2回程度受検機会を提供し、高校2年及び3年で各生徒や学校の希望に応じた受検を可能とすることを検討。（※高校1年からの受検も可能とするか検討。）
- 年間の実施時期については、夏～秋を基本として学校現場の意見等を聴取しながら検討。
- 実施場所は、高校単位の受検の場合は高校で、個人の受検者のためには都道府県ごとに会場を設ける方向で検討。

■その他

- 全ての教科（とりわけ保健体育、芸術、家庭、情報及び専門学科の各教科）において、各生徒の多様な学習成果を評価するため、外部試験や検定の結果、各種コンクール等による評価を活用することも、達成度テストの導入とともに別途検討。

- 学習指導上、困難を抱える学校では、希望に応じてテストの一部問題の活用等の工夫を行う。また、国・地方自治体においては、学び直しへの支援などを強化する。
- 「高等学校卒業程度認定試験」と統合する方向も含めて検討。

○ 本部会においては、達成度テスト（基礎レベル）（仮称）の在り方として、上記のとおり整理を行ったところであるが、審議の過程においては、以下に掲げる意見も示されたところである。

- ・ 対象者は希望参加型ではなく、全員参加型とすべきではないか。
- ・ テストの教科に関しては、国語総合、数学Ⅰ、コミュニケーション英語Ⅰが共通必修科目ともなっていることを踏まえ、国語、数学、外国語は受検を必須とすべきではないか。また、その上で地理歴史、公民、理科から1教科を選択するということも考えられるのではないか。
- ・ 教科型や教科融合型だけでなく、総合型の問題の可能性についても検討すべきではないか。
- ・ テストの形態に関し、知識・技能の活用力・思考力等を測るためには、記述式を中心にすべきではないか。
- ・ 実施に当たっては、都道府県教育委員会の教育センター等の指導主事の協力も得ながら進めるべきではないか。
- ・ テストの結果については、学校の序列化につながらないようにするなど、その取扱いについて慎重に検討すべきではないか。
- ・ 複数回行うテストの難易度を同程度にする方法について検討すべきではないか。
- ・ 高等学校卒業程度認定試験と単に統合するのではなく、両制度の趣旨を踏まえた問題の在り方等、慎重に検討を進めるべきではないか。

○ なお、達成度テスト（基礎レベル）（仮称）については、今後、中央教育審議会高大接続特別部会における審議の進展を踏まえるとともに、実施に向けた詳細な制度設計やそのための体制について、引き続き検討を行っていくことが必要である。

④生徒の学習状況に関する調査の推進

○ なお、基礎的・基本的な知識・技能や思考力・判断力等の調査に加え、学習時間や学習意欲など、高校生の学習状況を客観的に把握するための調査を定期的に行うことについても併せて検討することが望まれる。

（３）幅広い資質・能力の多面的な評価

①客観的な評価の対象としやすいものの以外のものの評価

○ 高校教育の「コア」として求める資質・能力のうちでも、学習への意欲・態度、社会・職業への円滑な移行に必要な力や「市民性」、その他の道徳的な価値・倫理観、健康の保持増進のための実践力等の評価については、基礎的・基本的な知識・技能等とは異なるアプローチが必要である。

- すなわち、これらの資質・能力については、その育成に当たり、関連の知識等も教える必要があるなど、客観的な評価の対象としやすい要素も一部に含んではいるが、知・徳・体に関わる横断的な幅広い力に及ぶものであり、筆記試験等を行って評定付けする等の方法のみで能力の伸長の程度や達成状況を評価することは困難である。
- また、学力の一要素である思考力・判断力・表現力等については、各種試験において知識・技能の活用能力を問う問題の充実が図られるなど、筆記試験等による把握・評価の充実に向けた取組が進んできているが、さらに、筆記試験等以外の手法も活用した評価手法の改善を進めることで、より適切な把握・評価を行える余地があると考えられる。
- 高等学校で学ぶ生徒の興味・関心、能力・適性等の多様化が進む中にあるのは、生徒一人一人の意欲をくみ上げるとともに、体験活動等を含めた多様な学習活動の機会を通じ、それぞれの生徒に成長のきっかけを与えていくことが求められる。同時に、これらの生徒の学習状況の評価については、学力のみに止まらない幅広い資質・能力を多面的に評価していくことが、ますます重要となる。

②幅広い資質・能力の評価手法の開発・普及

- これらの幅広い資質・能力の評価については、評価の妥当性の確保や信頼性の向上等の課題に対応していくことが重要であるが、こうした課題に対しては、例えば、ルーブリック³²等を活用したパフォーマンス評価³³やポートフォリオ評価³⁴などの様々な手法の研究も進んできている。
- このため、知・徳・体に関わる幅広い資質・能力の評価については、様々な先進的評価手法の活用も視野に入れながら、どのような資質・能力を、どのような手法で把握するか、評価の指標をどうするか等の調査研究を進めていくことが必要である。このため、国においては、これらの調査研究の実施を通じ、高等学校で普及可能な評価モデルを開発し、その成果を普及していくことが求められる。
- なお、これらの研究の成果については、必要に応じ、生徒指導要録の様式の見直し（記載事項の改善）などによる学習評価の充実につなげていくことも検討すべきである。

32 「パフォーマンス評価」に用いられるものであり、成功の度合いを示す数レベル程度の尺度と、それぞれのレベルに対応するパフォーマンスの特徴を示した記述語からなる評価基準表。

33 知識やスキルを使いこなす（活用・応用・統合する）ことを求めるような評価方法（問題や課題）であり、様々な学習活動の部分的な評価や実技の評価をするという単純なものから、レポートの作成や口頭発表等により評価するという複雑なものまでを含んでいる。また、筆記と実演を組み合わせたプロジェクトを通じて評価を行うことを指す場合もある。

34 児童生徒の学習の過程や成果などの記録や作品を計画的に集積したファイル等を集積し、そのファイル等を活用して児童生徒の学習状況を把握するとともに、児童生徒や保護者等に対し、その成長の過程や到達点、今後の課題等を示すもの。

- また、これらの取組を進めることと併せて、高等学校の教育課程について育成すべき資質・能力を一層重視する観点から見直しを図ることも重要である。このため、次期学習指導要領の改訂も見据え、学習指導要領の構造について、例えば今後育成すべき資質・能力、それを育成するために必要な各教科等の目標・内容、学習評価の在り方をトータルに捉えて分析し、必要な見直しを行うこと等について検討を進める必要がある。

③技能試験等の活用の推進

- 職業系の専門教科・科目で学ぶ基礎的・基本的な知識・技能等の評価については、公的な職業資格・検定試験や、民間の技能検定、各専門学科の専門高校校長会が実施する検定試験などがあり、これらの成果が、進学や就職時の評価等にもつながるとともに、生徒にとっての学習上の目標の一つとなるなど、大きな役割を果たしている。
- 職業系の専門教科・科目における評価に関しては、過度の試験対策偏重による弊害には十分留意しつつ、これら技能試験等の活用を積極的に推進するなどにより、一層の充実を図っていくことが必要である。
- また、高等学校段階において学習上の目標とすることができる程度の技能試験が現時点では設けられていない分野においても、高等学校段階における新たな技能試験等の開発を関係機関に促すなど、より幅広い分野できめ細やかな目標設定できる仕組みをつくる必要がある。
- さらに、民間等の検定試験の中には、外国語や国語、数学等の教科と関連の深い内容を扱っているものもあり、各学校の実情に応じ、その活用による評価の充実を図っていくことも有効である。
- なお、これらの技能試験等を受検するに際しては、一定の受検料が必要となるが、低所得世帯などに対する支援について検討することも求められる。

2. 学校から社会・職業への円滑な移行推進

(1) 社会を生きる上で必要な力を身に付ける教育の推進

- 普通科をはじめとして、進路意識や目的意識を十分に持たず、学習意欲を十分に有していない生徒が顕著に見られる実態を踏まえ、インターンシップ等の体験的な学習活動を効果的に活用したキャリア教育の実践により、一人一人の生徒が主体的に目標や意欲を持って学ぶとともに、働くことの重要性や意義を理解し、それぞれの職業観・勤労観を確立して将来的に社会に貢献する基盤を培うことにより学校から社会への円滑な移行促進を図ることが求められる。

- その際、教育委員会や学校、教職員等がそれぞれの立場において、様々な取組を通じて、その促進を図るだけでなく、学校全体で一つの方向に向かって組織的に取り組むとともに、学校が産業界や地域・社会と連携・協働を進め、次世代の我が国の地域・社会を支えていく人材を育てることも重要であり、学校内部においても外部と調整等を行う職員の配置を充実することが必要である。
- また、それぞれの学校や教職員等が個別に対応するだけでなく、優れた知見を学校間で幅広く共有していくことも重要である。教育委員会に中核となる人材を配置することや、拠点となる学校を整備すること、総合学科における優れた取組を共有することなども有効である。
- さらに、生徒がこれからの社会を生きる上で必要な力を確実に身に付けるようにする観点から、主体的に社会生活を営む上で具体的に必要な知識や実践力、態度を養うための方策を検討すべきである。あわせて、キャリア教育をより一層推進するため、その中核となる時間を設けることなどについて検討することも必要である。

(2) 実践的な職業教育の充実

- 近年の科学技術の進展等に伴い産業界に必要な専門知識や技術が高度化し、従来の産業分類を超えた複合的な産業が発展している。このため、専門学科においては、職業の多様化や職業人として求められる知識・技能の高度化に対応した実践的な教育が求められており、地域や産業界の人材などの外部人材の協力を得ながら実践的な教育を充実することが求められる。
- これらの課題に対応するため、専門学科において、大学・教育機関・企業等との連携の強化等により、社会の変化や産業の動向等に対応した、高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するSPH（スーパープロフェッショナルスクール）などの先進的な卓越した取組を進めるとともに、その検証を行うことが必要である。
- また、専門学科における高等教育機関への進学状況等も踏まえつつ、より高度な教育を推進するため、大学、専修学校等の外部機関との接続・連携を一層推進していくことが求められる。
- さらに、社会ニーズを踏まえた専門教科・科目のミスマッチを解消するための取組を進めるとともに、社会性・市民性や実践的な知識・技術・技能を身に付けるため、地域・産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や長期の就業実習の積極的な導入、社会人講師の積極的な活用による職業教育の充実を図ることも必要である。

- 加えて、現行制度においては認められていない、高等学校等の専攻科における学修の大学における単位認定制度の創設や、大学への編入学の制度化についても検討を進め、所要の制度改正等を行うことが必要である。

(3) 総合学科における特色ある取組の推進

- 総合学科においては、将来の職業選択を視野に入れた生徒自身の主体的な学習意欲を促すための指導・体制面での充実や、学校・教職員による優れた知見の継続、中学生や教職員、保護者への理解や認知を高めることが求められる。
- このため、特色ある教育方法の事例収集・普及の推進を図ることや、継続的なノウハウを蓄積した中核人材の育成を図るとともに、中学校や保護者等における認知度向上に向け、その成果や具体的実践を社会により一層広めるための取組を進めることが必要である。

3. 多様なニーズに対応した教育活動の推進

(1) 定時制・通信制課程等における困難を抱える生徒等のための支援・相談の充実

- 不登校生徒や中途退学者への対応として、今後とも各高等学校におけるスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の専門スタッフの充実を図るとともに、困難を抱える生徒を多く抱える定時制・通信制課程等の学校においては、特に、学び直しを進めるための補習や教育相談の充実、進路指導等における学校外教育機関等との連携を進めることが求められる。
- このため、個々の生徒の状況に応じた生徒指導を行うための教員の資質向上を図るとともに、学校間連携の促進や生徒の進路に即した学校外教育機関等の連携促進（大学、専修学校等の高等教育機関や企業、ハローワーク、地域若者サポートステーション等との協力）、学び直しなど補習等の支援や外部との連携・協働を行うための職員の配置促進などが必要である。
また、様々な課題を解決するため知見を共有するため、優れた取組を実践し、学校間連携の核となる拠点校の整備を進めることなども有効である。

(2) 高等学校段階における特別支援教育の推進

- 障害のある生徒に対して障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を進めるため、発達障害等に関する教職員に対する研修の充実や、専門性のある指導体制の確保、教員を補助する人員等の人的配置を充実することが必要である。
- また、現在、通級による指導や特別支援学級に係る「特別の教育課程」を編成することが法令に規定されていないが、今後、教育課程の弾力的な運用や指導の工夫による実践の推進、特別の教育課程編成や人的支援の在り方の検討を進めることが必要である。

(3) 優れた才能や個性を有する生徒を支える取組推進

- 意欲と能力のある生徒に対してハイレベルな学習機会や切磋琢磨^{せつさたくま}する場を提供することは重要であり、SSH（スーパーサイエンスハイスクール）やSGH（スーパーグローバルハイスクール）など先進的な教育の推進や、国際バカロレアの推進及びその趣旨を生かした指導方法等の開発、優れた才能や個性を有する生徒に対する学校外活動の単位認定制度の活用促進に向けた取組の推進、大学等の協力による高度な内容の授業を受ける機会の提供、学習の成果の適切な評価など高大連携の推進などが必要である。

また、高校段階における厳格な成績評価の下での早期卒業制度の創設に向けた検討や、生徒の能力の伸長に応じた多様な学習機会の提供に向けた検討などを進めていくことも必要である。

(4) ICT等の活用による学びの機会充実

- ICTの進展を踏まえ、高等学校における新たな教育の在り方の検討を進めていくことは重要であり、ICTの活用による対話型・協働型の新たな学習形態の普及に向けた検討を行うことが必要である。また、全日制課程等において、ICT等を活用した学習効果を高めるための遠隔教育の実施に向けた検討を進めることが必要である。

4. 教員の資質向上と学校の組織運営体制の改善・充実

(1) 指導力のある教員の育成

- 高校教育の質の確保・向上を進めるに当たっては、日々生徒に接する教員の指導力向上は欠かせない。このため、授業改善等の充実に取り組むための研修の充実を含め、高い専門性と実践的な指導力を身に付けられるよう、教育委員会と大学との連携・協働等による養成・採用・研修の各段階を通じた取組の充実を図ることが求められる。

(2) 学校の組織運営体制の改善・充実

- 学校の組織運営体制の改善・充実を図るため、校務の効率化や、思い切った学校運営を可能とするための管理職のマネジメント能力の向上、様々な分野から適性のある優秀な人材の登用を促進する仕組みの構築、本人の適性或学校の特性に応じ、長期的な方針に基づく学校運営が可能となるような柔軟な人事配置などを進めることが求められる。

5. 広域通信制課程の在り方の検討

- 一部の広域通信制課程の高等学校の教育内容面や管理体制において、教育の質が確保できていない事例が見受けられることを踏まえ、その教育の質の確保が図られるようにするため、今後、適切な教育活動や所轄庁の関与の在り方に関してガイドラインを作成し周知を図るとともに、ガイドライン等を踏まえ第三者機関が評価し、その結果について認定・公表等を行う仕組みの創設に向けた検討を進めることや所要の制度改正を行うことなどが必要である。

おわりに

- これまで、高校教育の質の確保・向上に向けた基本的考え方や具体的方策について整理してきたが、高校教育の改革は不断の改善を行っていかねばならないことは言うまでもない。
- 国や地方公共団体、学校等においては、本「審議まとめ」で示した具体的な取組を進めつつ、関係機関でしっかり連携を図りながら、その成果や課題について検証・評価し、改善の取組を進めることが重要である。
- なお、今後、政府の教育再生実行会議では、学制改革に向けた議論がより深められるとともに、中央教育審議会高大接続特別部会においては、達成度テスト（発展レベル）（仮称）も含め、高校教育、大学入学者選抜、大学教育の在り方について引き続き審議が行われる予定である。これらの検討に際しては、本部会における審議を十分に踏まえた議論が行われることが望まれる。

高等学校教育部会におけるこれまでの審議の経過

平成23年9月6日（火）第76回中央教育審議会初等中等教育分科会

- ※ 初等中等教育局長より、今後の高等学校教育の在り方について審議要請を行い、初等中等教育分科会の下に高等学校教育部会を設置

第1回部会：平成23年11月4日（金）

- （1）部会長の選任等
- （2）高校教育の現状等

第2回部会：平成23年11月29日（火）

- （1）個々の生徒の学習進度・理解等に応じた学びのシステムの構築について

第3回部会：平成23年12月27日（火）

- （1）生徒の優れた才能や個性を伸ばす教育機会の充実について

第4回部会：平成24年1月31日（火）

- （1）グローバル人材の育成について
- （2）生徒の情報活用能力の育成について

第5回部会：平成24年2月16日（木）

- （1）キャリア教育・職業教育の充実について

第6回部会：平成24年3月9日（金）

- （1）コミュニケーション能力や規範意識、社会参画等の態度の育成について
- （2）不登校や中途退学対策について

第7回部会：平成24年4月16日（月）

- （1）課題の整理と検討の視点（案）

第8回部会：平成24年5月18日（金）

- （1）課題の整理と検討の視点（案）

第9回部会：平成24年6月18日（月）

- （1）課題の整理と検討の視点（案）
- （2）高校段階における早期卒業制度に関する考えられる論点（例）

第10回部会：平成24年7月12日（木）

- （1）課題の整理と検討の視点（案）

※第80回初等中等教育分科会（平成24年7月13日）において「課題の整理と検討の視点」（案）を報告

第11回部会：平成24年8月10日（金）

- （1）高等学校教育の在り方について
- ※「課題の整理と検討の視点」について取りまとめ

第12回部会：平成24年9月7日（金）

- （1）全ての生徒が共通して身に付けるべき能力について

- 第13回部会：平成24年10月9日（火）
（1）全ての生徒が共通して身に付けるべきものについて
- 第14回部会：平成24年10月30日（火）
（1）高等学校教育の質保証について
- 第15回部会：平成24年11月19日（月）
（1）高等学校教育の質保証について
- 第16回部会：平成24年12月17日（月）
（1）高等学校の質保証について（審議経過報告案）
- 第17回部会：平成25年1月28日（月）
（1）高等学校教育部会の審議の経過について（審議経過報告まとめ）
- 第18回部会：平成25年4月22日（月）
（1）高等学校教育の在り方について
- 第19回部会：平成25年5月23日（木）
（1）定時制・通信制課程について
- 第20回部会：平成25年7月1日（月）
（1）定時制・通信制課程について
（2）総合学科について
- 第21回部会：平成25年9月10日（火）
（1）総合学科について
（2）専門学科について
- 第22回部会：平成25年11月6日（水）
（1）高校教育の質の確保・向上について
- 第23回部会：平成25年12月9日（月）
（1）高校教育の質の確保・向上について
- 第24回部会：平成25年12月12日（木）
（1）高大接続特別部会及び高等学校教育部会における共通する検討課題
※高大接続特別部会との合同会議
- 第25回部会：平成26年1月29日（水）
（1）高校教育の質の確保・向上について
- 第26回部会：平成26年2月17日（月）
（1）高校教育の質の確保・向上について
- 第27回部会：平成26年3月7日（金）
（1）高校教育の質の確保・向上について（審議まとめ案）

第 7 期中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会委員名簿

(50 音順 敬称略) (計 21 名)
(◎…部会長、○…副部会長)

委員	安西 祐一郎	独立行政法人日本学術振興会理事長
	◎ 小川 正人	放送大学教養学部教授、東京大学名誉教授
	北城 恪太郎	日本アイ・ビー・エム株式会社相談役、 公益社団法人経済同友会終身幹事、 学校法人国際基督教大学理事長
	○ 無藤 隆	白梅学園大学子ども学部教授
臨時委員	相川 順子	一般社団法人全国高等学校PTA連合会会長
	○ 安彦 忠彦	神奈川大学特別招聘教授
	荒瀬 克己	京都市教育委員会教育企画監
	及川 良一	東京都立三田高等学校長、 全国高等学校長協会会長
	金子 元久	筑波大学大学研究センター教授
	川嶋 太津夫	大阪大学未来戦略機構戦略企画室教授
	比留間 英人	東京都教育委員会教育長、 全国都道府県教育委員会連合会副会長、 全国都道府県教育長協議会会長
専門委員	アキレス 美知子	特定非営利活動法人GEWEL理事
	阿部 徹	岩手県立釜石商工高等学校長
	伊藤 俊典	東京都港区立赤坂中学校長
	上野 信雄	千葉大学大学院融合科学研究科教授
	長塚 篤夫	順天中学校・高等学校長、 日本私立中学高等学校連合会常任理事
	長山 晃一	東京都立六本木高等学校長、 全国定時制通信制高等学校長会理事長
	野上 武利	一般社団法人埼玉県経営者協会シニアアドバイザー、 ものづくり大学監事
	服部 晃	岐阜女子大学文化創造学部・大学院教授
	松野下 健	東京都立つばさ総合高等学校長、 全国総合学科高等学校長協会理事長
	和田 孫博	灘中学校・灘高等学校長

(平成 25 年 11 月 6 日現在)

第6期中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会委員名簿

(50音順 敬称略) (計22名)

(◎…部会長、○…副部会長)

委員	○	安彦 忠彦	神奈川大学特別招聘教授
		安西 祐一郎	独立行政法人日本学術振興会理事長
	◎	小川 正人	放送大学教養学部教授、東京大学名誉教授
		金子 元久	筑波大学大学研究センター教授
		北城 恪太郎	日本アイ・ビー・エム株式会社相談役、 公益社団法人経済同友会終身幹事、 学校法人国際基督教大学理事長
臨時委員		相川 順子	一般社団法人全国高等学校PTA連合会会長、 青森県高等学校PTA連合会会長
		荒瀬 克己	京都市教育委員会教育企画監
		及川 良一	東京都立三田高等学校長、 全国高等学校長協会会長
		川嶋 太津夫	神戸大学大学教育推進機構教授
		長南 博昭	山形県教育委員会委員長
専門委員		アキレス 美知子	株式会社資生堂執行役員
		伊藤 俊典	東京都港区立赤坂中学校長
		上野 信雄	千葉大学学長特別補佐
		加藤 栄作	前公益社団法人日本青年会議所グローバルリーダー創造会議議長
		小杉 礼子	独立行政法人労働政策研究・研修機構統括研究員
		小林 薫	東京都立田無工業高等学校非常勤教員、 前東京都立北豊島工業高等学校長
		直原 裕	東京都教育庁都立学校教育部長
		長塚 篤夫	順天中学校・高等学校長、 日本私立中学高等学校連合会常任理事
		野上 武利	社団法人埼玉県経営者協会シニアアドバイザー、 ものづくり大学監事
		眞砂 和典	関西学院千里国際中等部・高等部校長
		渡邊 洋一	埼玉県立進修館高等学校教諭、 前埼玉県立大宮中央高等学校長
		和田 孫博	灘中学校・灘高等学校長

(平成25年1月28日現在)